

Q&A

1 対象となる補整具について

質問	回答
対象となるウィッグは、医療用ウィッグに限られますか。	医療用かどうかに関わらず、全頭用ウィッグであれば、対象となります。
購入した補整具の助成について、県と市町に重複して申請することはできますか。	助成対象となる補整具については、県と市町の助成を重複して申請することはできません。 本助成を受けた補整具について、市町等の助成を受けていることが判明した場合は、本助成交付決定を取り消し、交付した助成金を返還していただきます。 なお、県で助成を受けた補整具とは別に購入した補整具の助成については、お住まいの市町にお問い合わせください。

2 助成を受けられる回数・台数について

質問	回答
対象となるウィッグ、又は補整下着等は1人1つですか。	購入される個数・回数は問いません。また、複数のお店で購入されたものをまとめて申請することは可能です。 ただし、本助成金の申請は1人1回に限られます。
異なるがんにかかった場合や、再発・転移した場合には再度の申請をすることは可能ですか。	再度の申請はできません。 申請は1人1回に限られます。
治療を受けた日が3年前ですが、対象となりますか。	治療を受けられた日は問いません。 ただし、申請する補整具は、平成31年4月1日以降に購入されたものに限りです。

3 提出書類について

質問	回答
がん治療を行っていることを確認する書類には、どのようなものがありますか。	診療明細書の他、治療方針計画書やがん治療に関する投薬記録（お薬手帳）などが考えられます。
世帯員全員の所得及び課税額を証明する市町村長が発行する書類とは、どのような書類ですか。	世帯員全員が記載された <u>住民票^{※1}</u> と、世帯員全員分の <u>所得・課税証明書^{※2}</u> が該当します。 ※1 原則、発行日から3か月以内のものをご提出ください。 ※2 申請時点で直近の証明書をご提出ください。 また、自治体により、証明書の名称が異なる場合があります。市町村民税の所得割課税年額が記載されている書類をご提出ください。
領収書や診療明細書等は、原本を提出する必要がありますか。	助成金交付申請書兼実績報告書は、原本を提出してください。領収書や診療明細書、住民票等は、写し（コピー）の提出で構いません。

4 助成額の算定について

質問	回答
補整具を通信販売や遠隔地の店舗で購入した場合、送料や代金決済の手数料は対象となりますか。	補整具本体価格（消費税を含む）以外は対象外となります。